**市民の方々から多く寄せられる住宅用火災警報器に関する質問とその回答です。**

## 1　法令的なことについて

**質問1　いつまでに付ければよいの？**（火災予防条例により決められています。）

既存の住宅は、平成20年6月1日までに付けることになっています。

すでに期限は過ぎていますので、まだ取り付けていないご家庭は、お早目の取り付けをお願いいたします。（新築の住宅は、平成18年6月1日から取り付けが義務化されています。）

**質問2　どこに付ければよいの？**

住宅の形式により設置場所は異なりますが、概ね次のとおりです。

(1)　必ず設置が必要な場所（設置義務がある場所）

○　寝室（普段家族が寝室として使っている部屋は、全てです。）

○　寝室がある階の階段

※　ただし、階段の1階部分及び屋外の階段は設置不要です。

(2)　条件により設置が必要な場所

○　3階建て以上で、寝室がある階から2つ下の階の階段部分

※　ただし、外階段には取り付ける必要はありません。

○　3階建て以上で、寝室が1階にのみある場合は、居室のある最上階の階段部分

○　寝室を除く床面積7㎡（概ね4畳半）以上の居室が5以上ある階の廊下

(3)　設置が望ましい場所（設置義務は無いが、設置したほうが良い場所）

○　台所等の火気を扱う部屋

(4)　その他

詳しい設置場所については、住宅の構造又はそのご家庭の使用形態により異なりますので、消防本部又は最寄りの消防署にご相談ください。

その際には、お住まいの家の間取り等を教えてください。

**質問3　設置する警報器の種類は？**

(1)　基本的には、煙式のものを付けます。

(2)　台所には、煙式又は熱式のものを付けます。

煙式は、熱式に比べて感知する速度は速いですが、湯気や煙等により誤作動することがありますので、こんろ等からある程度離して付ける事が必要です。

**質問4　取り付けなかった場合の罰則は？**

火災予防条例違反となりますが、罰則はありません。

しかし、自分の大切な財産や家族等を火災から守ることなので、趣旨をご理解いただき、是非付けるようお願いいたします。

**質問5　取り付けた後の検査や届出等は？**

検査や届出の義務は、ありません。（東京都等届出の義務があるところもあります。）

また、消防職員や消防団員或いは市の職員が、取り付けの確認に訪問することもありません。

悪質な訪問販売等にだまされないように注意しましょう。（実際に被害に遭った方もいます。）

## 2　技術的なことについて

**質問1　感知方式は？**

(1)　**煙感知方式**　寝室、階段室、廊下、台所等全ての部屋に付けることができます。

(2)　**熱感知方式**　台所には設置できますが、他の場所には適しません。

(3)　複合型　熱感知器とガス漏れ警報器が複合したもので、台所に設置できます。

**質問2　電源方式は？**

(1)　**電池式**

取り付けは簡単ですが、定期的に電池を交換する必要があります。

電池寿命は、商品により約1年から10年と様々ですが、主流は10年のものです。

(2)　**ＡＣ電源式**

電池交換の必要はありませんが、配線工事や取り付け位置付近にコンセントが必要なので、既存住宅でも取り付けられないことはありませんが、電気工事士などによる工事が必要となり、どちらかと言えば新築住宅向けです。

**質問3　警報の方式は？**

音声のものまたは、警報音が出るものがありどちらでも良いですが、警報音だと何の音か判らない場合もありますので、高齢者には音声の出るものがお勧めです。

また、耳の不自由な人には、別に点滅するストロボライトが別売りであり、それを本体に付属して取り付けることもできます。（ただし、接続可能な警報器を選ぶことと、ストロボライトにはAC電源が必要です。）

**質問4　購入する場合の価格は？**

感知方式、取り付けタイプ或いは電源方式により、価格も様々ですが、一個あたり3,000円位からが主流のようです。

**お勧めはリチウム電池式の１０年のもの**で、住宅の中で他の音と区別するために警報音でなく音声タイプのものです。

電源の方式を問わず、本体の定期的（5～10年）な交換が必要です。

法令等による規格に適合するものと定められているので、日本消防検定協会が品質を保証する「ＮＳマーク」が付いている物をお勧めします。

**質問5　取り付け位置等は？**

壁掛けタイプ、天井取り付けタイプ、壁・天井兼用タイプがあります。また、天井取り付けタイプには、目立ちにくい埋め込みたタイプもありますが、天井に穴を開けるため、新築住宅向きです。

(1)　天井に取り付ける場合は、警報器の中心を壁から60cm以上離します。
梁などがある場合も、警報器の中心を壁から60cm以上離します。

(2)　換気扇やエアコンの吹き出し口から、1.5m以上離します。

(3)　壁に取り付ける場合は、天井から15～50cm以内に警報器の中心がくるようにします。

(4)　階段上部に取り付ける場合は、壁から60cm以内でも階段天井の中心付近であれば大丈夫です。

**質問6　一人で取り付け可能か？**

電気配線が不要のタイプであれば、専門家でなくともドライバー一本で取り付けが可能ですが、天井や高いところに取り付ける必要がありますので、できれば二人以上で作業したほうが安全です。

なお、コンクリートの壁や天井では穴を開ける場合に、専用の工具が必要になる場合があります。

特に、高齢者の世帯では、自分で行うと危険な場合があるので、家族や親戚等が取り付けた方が良いと思います。

**取り付けには、脚立等を使用する場合が考えられますので、落下等には充分注意してください。**

**質問7　設置後の注意事項は？**

○　定期的（月に一度位）な本体の点検が必要です。

**点検は、音声や警報音が鳴るかどうかについてで、方法は本体のひもを引くものや、本体にあるボタンを押すもの等があり、ご自分で簡単にできます。**

○　電池式のものは、定期的な電池交換が必要になります。

この交換時期は、音やランプで表示されますので、取扱説明書をよく読んで対応してください。

○　電源の方式を問わず、本体の定期的な交換が必要です。

交換時期は、一般的に5年から10年ですが、製品により異なりますので、取扱説明書に従ってください。

○　汚れた場合には、清掃が必要です。

特に、台所のものは油により汚れる場合が多いです。

清掃は、本体を外して外側を乾いた布で拭く程度ですが、詳しくは取扱説明書に従ってください。

**質問8　どこで買えばよいのか？**

**消防設備の取扱店や大型電器店、或いはホームセンターなどで取り扱っている**ところもあります。また、メーカーのホームページなどからも購入できるものもあります。

管内の消防設備取扱店は、3店舗あります。大型電器店やホームセンターでは、「住宅用火災警報器のコーナー」を設け販売しています。

自治会等で取りまとめて買うと、一般より安く購入できる場合もあります。（実際にそうしている自治会等もあります。）

**質問9　消火器も義務化か？**

住宅用火災警報器のみが義務化され、消火器については設置する義務はありませんが、設置しておいた方が安全だと思います。

**質問10　訪問販売が来たら？**

**消防職員や消防団員が個人のお宅を住宅用火災警報器の販売等のために訪問することは絶対にありません。**

**悪質な販売業者もいるので、用心してください。**

業者の説明に惑わされて、粗悪品や高価な物を買わされる例も多く聞いています。

もし不審に思ったら、安易に買ったり契約書にサインなどをせずに、消防本部（281－3117）や消費者センター（247－0888）に連絡を取る等して、自分だけで判断しないほうが良いです。

**※　以上の内容に、ご不明な点があればご連絡ください。**

**問い合わせ先**
**坂戸・鶴ヶ島消防組合予防課**
**TEL　049-281-3117**
**FAX　049-281-3496**
**E-mail　yobou@sakatsuru119.jp**